

令和7年度 雲仙市老朽危険空家等除却支援事業

【事業内容】

安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化等による危険な空き家又は空き建築物の除却を行う方に対して、除却費の一部を補助します。

※申請前に除却(解体)された方は、補助の対象となりませんので、ご注意ください。

【補助対象建築物】

現在、使用されていない木造又は鉄骨造で、国が定める評点が合計100点以上となる危険な空き家（過半が住宅で使用されていたものに限ります。）又は空き建築物

※事前協議により現地確認を行います。

【補助対象者】

- ① 建築物の所有者
- ② 相続人（他の相続人の同意が必要です。）
- ③ ①又は②の方から除却について同意を受けた方

※上記以外の他の権利者がある場合は、その権利を有する方の同意も必要となります。

【補助対象経費】

次のいずれか少ない額

①解体・運搬・処分に要する費用（業者見積り）の8/10

②国が定める除却工事費により算定した額の8/10

※家具等の処分などは含みません。

【補助金額】

空き家：補助対象経費の1/2（上限額：50万円）

空き建築物：補助対象経費の1/4（上限額：20万円）

【受付期間】

申請受付：令和7年11月28日(金)まで

※予算が無くなり次第終了させていただきます。

【注意事項】

- ①申請については、事前協議により補助対象となるかの確認が必要です。
- ②申請者において、市税の滞納がある場合は補助金の交付が制限されます。
- ③補助金交付決定前に工事着手された場合は、補助の対象となりません。
- ④補助金交付決定を受けて60日以内に完了する工事が対象となります。
- ⑤同一敷地内に、空き家・空き建築物が別の建物としてある場合や、以前、老朽危険空家除却費補助金の交付を受けた方についてもそれぞれの建物ごとに補助金申請は可能です。

※その他にも要件がありますので、詳しくは下記問合せ先までお願いします。

【問合せ先】

雲仙市 建設部 建築課(吾妻庁舎別館2F)
TEL：0957-47-7843

